



各 位

2025年11月27日

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 谷川 直哉
(コード番号: 2743 スタンダード)
問い合わせ 取締役管理本部長 柳世 和大
<https://pixel-cz.co.jp/contact>

(訂正)「公認会計士の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」 の一部訂正に関するお知らせ

当社は、11月20日「公認会計士の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」において開示した内容につきまして一部記載内容に訂正すべき事項がありましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正の理由

当社の「公認会計士の辞任及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」につきましては、当社の見解に基づくものであり、監査法人アリア（以下、アリアという。）との間に見解の相違があったものの、アリアの意見ややり取りに関する説明に関する記載が不足していたことにより、以下の通り訂正させていただきます。

2. 訂正箇所

【訂正前】

1. 異動年月日

2025年11月20日

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、2025年12月期第3四半期決算の監査対応に関し、監査法人アリアと継続して協議・対応を進め、監査法人からの要請に応じ、可能な限りの資料提供および追加説明を行い、解決に向けて真摯に協議を重ねてまいりましたが、限られた開示スケジュールの中で直前の追加資料の徴求をされる等、適切な監査を受けることが出来ておらず、当該資料の準備・収集には一定の時間を要することから、当社として対応することが困難な状況となり「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の開示が四半期末後45日を超えることに公表の延期に関するお知らせ」のとおり決算発表を延期することいたしました。

当社は、監査資料を引き続き収集・整理を進め、当社の事業に対する理解の深度を高めていただき、監査法人の理解を得ようとしておりましたが、監査法人アリアより、同法人としての監査継続は適当ではないとの考えが示され、2025年11月19日付で当社に対して辞任届が提出されました。

これに伴い、会計監査人が不在となることを回避し、適法な監査業務が継続される体制を維持するため、一時会計監査人として監査法人 Ks Lab. の選任を決定したものです。

7. 6. の理由及び経緯に対する意見

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

【訂正後】

1. 異動年月日

2025年11月19日

6. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、アリアから2025年12月期第2四半期からデータセンター事業についての減損の可能性および特定取引の実在性の指摘を受けておりました。2025年12月期第3四半期監査において、アリアより資料提出要求があった11月5日から、2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）につきまして、アリアからの要求に基づき監査資料の提出を適宜適切に進めてまいりました。

決算発表のわずか3日前である11月11日に突然、アリアより取引先における資金の流れと経済合理性についての疑義が提示されました。それを受け、当日にアリアと当社経営者とのミーティング、監査等委員会とのミーティングを実施し、監査に必要な資料の確認を行い、11月12日～14日にかけて当社は取引先に資料の依頼を行い、アリアへ提出を行っておりました。しかしながら、アリアより当社決算発表の直前にも当該取引先の保管する取引資料など、当社に処分権限がなく、当該取引先自身も守秘義務を負っている可能性が極めて高い資料を追加資料として徴求をされ、当該資料の準備・収集には一定の時間を要することから、監査レビューを延期してもらいたい旨、伝えておりましたが、代表者への問い合わせについても折り返しもなく全く対応してもらえず、資料の提出がないこと、また、社内調査委員会もしくは第三者委員会などの設置を速やかに実施し、調査に着手する姿勢が見られないことを理由に、アリアからは11月14日に監査意見不表明の結論をメールにて提示されました。しかしながら、当社取締役会では、11月14日13時に2025年12月期第3四半期決算の決議を一度取ったものの、監査資料の入手について追加の時間を確保できれば対応が可能であると判断し、まずはアリアとの協議を継続すべく、同日15時53分にアリア代表者の携帯宛に折り返しを求める連絡を行い、留守番電話にもその旨を録音いたしました。しかし、アリア側からは一切の回答が得られませんでした。こうした状況を踏まえ、当社は11月14日17時に再度取締役会を開催し、当社として提出可能な資料の範囲を超える追加要求が同日11時17分に要求されたこと、ならびにアリアからの連絡不通の状態が続いたこと、当該取引先からの協力について好意的な回答をいただいたことから社内調査委員会もしくは第三者委員会などをすぐに設置して調査に着手する段階ではないと考えていたから、アリアによる監査対応は不当だと判断し、結論不表明のレビュー報告書を提示されていたものの、アリアの合意を得られない中ではありましたが、2025年11月14日に予定しておりました決算発表の延期を行うことを決定いたしました。

当社は、アリアより11月14日時点で結論不表明のレビュー報告書が提示され、同社担当者から監査継続が困難である旨の説明を受けておりましたが、同担当者から「継続の意向があるのであれば代表と話すように」との説明もあったことから、当社としては監査継続の可能性を確認するため、監査資料の収集・整理を進めつつ、アリア代表者への連絡を試みておりました。しかしながら、代表者との連絡は叶わらず、監査継続の可否について明確な回答を得ることはできませんでした。その上で、アリアより、「2025年12月期第3四半期決算短信の開示が四半期末後45日を超えることに関するお知らせ」について「事実と異なる開示である」として訂正を要求されました。当社が同開示のどの記載が事実と異なるのかを正確に把握するため、アリアに対して具体的な指摘箇所の提示を求めたところ、アリアからは、当社が監査法人側に監査上の不備があつたかのように受け取られかねない箇所が「事実無根である」との指摘があり、訂正を求める強い要請が寄せられました。また、アリアは、結論不表明のレビュー報告書を既に提出しているにもかかわらず、その事実が当社の開示に含まれていない点についても問題視し、これらの点について当社に迅速な訂正対応を求

めました。当社としましては、事実に基づく適切な開示を行うため、まずは指摘内容を具体的に確認した上で社内手続や取締役会での協議を経る必要がある旨をアリアに説明しました。しかし、当社のこうしたプロセスを経た対応や、正確性を担保した開示を行うという基本姿勢について、アリアの理解を得るには至りませんでした。その結果、アリアとしての監査継続は適当ではないとの考えが示され、11月19日付で当社に對して辞任届が提出されました。

なお、適時開示において求められている「退任する公認会計士等の意見」につきましては、アリアから辞任届が一方的に提出されたため、アリアに対して意見を照会するための機会が実質的ないと判断し、開示いたしませんでした。

これに伴い、当社としては監査人不在の状態を長期間放置することは適切ではないと判断し、投資家保護および監査の継続性を確保する観点から、後任候補者の中から受嘱の可否について早期に確認を進めました。その結果、監査法人Ks Lab.より当初は受嘱に向けた前向きな回答を得られたため、一時会計監査人として同法人を選任することを決議したものです。

なお、後述する「7.6. の理由及び経緯に対する意見」において、アリアからは「当監査法人は、これは事実と反することから、当該IRの訂正を要請致しましたが、これも無視されることとなりました。」と意見を頂いていますが、メールやチャットワーク等のやり取りを確認する限り、当社から監査法人に訂正箇所の確認また、訂正箇所のメールをもって、11月21日の取締役会で確認、議論を行うことを伝えていることは確実です。

また、後述する「7.6. の理由及び経緯に対する意見」において、アリアからは、「さらに数日後、会社は、後任監査人を指定したことを当方に通知してきたことから、監査実施の前提となる信頼関係が破綻し、監査を継続することが困難となり、辞任することとなりました。」と意見をもらっていますが、メールやチャットワーク等のやり取りを確認する限り、間違いなく、アリアからの辞任届を先に受け、後任監査人を探した経緯であることも間違いありません。

7. 6. の理由及び経緯に対する意見

退任する公認会計士等の意見

当監査法人は、2025年12月期第三四半期レビューの結果を結論の不表明と致しましたが、会社は、これを無視して、当方に知らせることなく、2025年11月14日の適時開示で決算を延期することを発表致しました。また、当該IRの中で、当法人が適切な監査をしていないなどの記載を行いました。当監査法人は、これは事実と反することから、当該IRの訂正を要請致しましたが、これも無視されることとなりました。さらに数日後、会社は、後任監査人を指定したことを当方に通知してきたことから、監査実施の前提となる信頼関係が破綻し、監査を継続することが困難となり、辞任することとなりました。
との回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

以上